

## 南河内地域 2 町 1 村未来協議会 設置要綱

### 1 設置の経緯

急激な人口変動の中、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、課題分析や対応方策の検討を行うために、令和 2 年度に大阪府と府内の全 10 町村で「町村の将来のあり方に関する勉強会」を設置した。

令和 4 年度からは、他の地域に先行して大阪府と南河内地域の太子町、河南町、千早赤阪村（以下「2 町 1 村」という。）が共同で、町村や地域の行政課題やその対応方策について検討したところ、2 町 1 村では、これまで個別に行財政改革等に取り組んできたほか、他地域よりも広域連携が進んでいる中、現状の取組みでは限界があり、対応しきれなくなるおそれがある。

そこで、2 町 1 村がより連携し、共同で行財政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組むとともに、選択肢の一つとして合併についても検討を深め、この地域のさらなる発展・成長をめざすため、南河内地域 2 町 1 村未来協議会（以下「未来協議会」という。）を設置する。

### 2 協議事項

- (1) 行財政改革、公民連携並びに広域連携を推進するための調査及び研究に関すること
- (2) 市町村合併を検討するための調査及び研究に関すること
- (3) その他、2 町 1 村の将来課題への対応策の検討に関すること

### 3 構成員

未来協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、太子町長、河南町長、千早赤阪村長及び大阪府総務部市町村局長とする。

### 4 議事

- (1) 未来協議会の会議は、構成員が招集する。
- (2) 構成員は、協議事項の事務を処理するため、未来協議会に必要な組織を設けることができる。
- (3) 構成員は、必要に応じて、構成員以外の者に未来協議会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (4) 未来協議会の会議は、原則として公開しないが、会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。ただし、構成員が必要と認めるときは、配布資料を公表しないことができる。

### 5 雑則

- (1) 未来協議会の庶務は、大阪府総務部市町村局振興課において行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、未来協議会に関し必要な事項は、構成員が協議して定める。

### 附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 23 日から施行する。